（別表１）
事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標
1 現状 **（１）地域の災害リスク** <u>ア立地環境・人口等</u> 【位置・地形・交通】 鶴ヶ島市（以下「本市」という。)、埼玉県のほぼ中央、都心から直線で約 45km 圏内に位置している。南東に川越市、南西に日高市、北は坂戸市と接していて、東西に約 6.9km、南北には約 4.9km に及び、 総面積は 17.65ｋ㎡である。また、荒川の支流である入間川と高麗川に囲まれた坂戸台地の北部先端上にあり、地形はほぼ平坦となっている。 広域的な幹線道路としては、関越自動車道及び首都圏中央連絡自動車道がジャンクションで交差し、それぞれのインターチェンジを有する交通の要衝であり、首都圏中央連絡自動車道の延伸によって利便性はますます向上しつつある。 鉄道は、東武鉄道東上本線が市の北東部、東武越生線が市の西部外周部に施設されており、 駅は鶴ヶ島駅、若葉駅、一本松駅の 3 駅を有し、都心と結ばれている。 さらに、東上本線は東京地下鉄株式会社（東京メトロ）有楽町線や副都心線との相互乗り入れを行っており、都心に抜けて横浜方面まで乗り換えを要せずに直接行くことのできる恵まれた立地となっている。   （出典：鶴ヶ島市　国土強靭化地域計画） 【人口】 本市の国勢調査における人口は、平成 27 年までは増加し、70,255 人となり、その後、令和 2 年に減少し、70,117 人となっている。年齢の人口割合を見ると、年少人口は令和 2 年時点では 11.2%と全体の約 1 割まで減少し、老年人口は令和 2 年では 29.0%まで上昇し、少子高齢化が進行している状況にある。 令和 5 年 9 月 1 日現在では、人口 70,117 人、33,441 世帯となっている。 <u>イ想定される災害リスク</u> 【地震】 （本市で過去に発生した主な地震災害） 本市における地震被害は大正 12 年関東大震災があり、川越越生県道（当時)、川越坂戸県道（当時）での地割れ、高倉、藤金、五味ヶ谷地区における若干の建物被害の記録が残っている。 また、平成 23 年 3 月に起きた東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）では、鶴ヶ島市で震度 5 弱を記録し、市内で屋根瓦の落下等 67 件、塀の倒壊 4 件などの被害が起きている。 （本市で今後発生が予測される地震災害の被害想定） 埼玉県では平成 24・25 年度に地震被害想定調査を実施し、5 つの想定地震による被害予測結果を

示した。
想定した５つの地震の特徴は次のとおりである。また、本市の被害想定は、下表のとおりである。
この中で、本市に最も大きな影響を及ぼす地震は「関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点：中央）」である。

①東京湾北部地震（Ｍ７．３）
②茨城県南部地震（Ｍ７．３）
③元禄型関東地震（Ｍ８．２）
④関東平野北西縁断層帯地震（Ｍ８．１）
（ⅰ）破壊開始点：北
・吉見町、川島町を中心とした地域及び本庄市、美里町を中心とした地域で震度７が分布し、断層周辺に震度６強が分布している。県内の広域に震度６弱となる地域が分布している。
（ⅱ）破壊開始点：中央
・吉見町、川島町を中心とした地域で震度７が分布し、断層周辺に震度６強が分布している。県内の広域に震度６弱となる地域が分布している。
（ⅲ）破壊開始点：南
・川島町、北本市を中心とした地域で震度７が分布し、断層周辺に震度６強が分布している。県内の広域に震度６弱となる地域が分布している。
⑤立川断層帯による地震（Ｍ７．４）
（ⅰ）破壊開始点：北
・入間市に震度６強となる地域が集中して分布し、県境から10㎞程度の範囲に震度６弱となる地域が集中して分布している。
（ⅱ）破壊開始点：南
・所沢市、入間市に震度６強となる地域が集中して分布し、その周囲10㎞程度の範囲に震度６弱となる地域が集中して分布している。

（地震による被害想定の比較）

被害項目			東京湾北部地震	茨城県南部地震	元禄型関東地震	関東平野北西縁断層帯地震			立川断層帯地震	
						破壊開始点北	破壊開始点中央	破壊開始点南	破壊開始点北	破壊開始点南
最大震度			5強	5強	5強	**6強**	**6強**	**6強**	6弱	6弱
全壊数(棟)			0	0	0	144	159	128	2	1
半壊数(棟)			3	1	0	962	1,014	914	45	88
焼失数(棟)		冬18時	2	2	2	19	20	19	3	4
死者数(人)		夏12時	0	0	0	5	5	4	0	0
		冬5時	0	0	0	10	11	9	0	0
		冬18時	0	0	0	7	7	6	0	0
負傷者数(人)		夏12時	1	0	0	106	109	100	6	12
		冬5時	0	0	0	183	194	172	8	15
		冬18時	1	0	1	122	127	116	8	14
断水人口(人)		－	3,154	0	1	12,156	14,740	7,298	6,174	6,447
避難者数(人)	1日後	冬18時	6	6	5	821	887	759	33	45
	1週間後		216	6	5	1,682	1,925	1,272	135	291
	1ヶ月後		6	6	5	2,800	3,162	1,822	33	45
帰宅困難者数(人)		夏12時	4,331～5,480	2,697～4,549	3,846～5,341	5,733～6,041	5,733～6,039	5,733～6,033	5,524～5,750	5,466～5,750

※断水人口・帰宅困難者数を除く人的被害（死者数、負傷者数、避難者数）及び消失数における想定風速は8m/sである。

（出典：鶴ヶ島市地域防災計画）

【風水害】
（本市で過去に発生した主な風水害）
昭和49年からの記録によれば、台風、集中豪雨などにより計24回の災害が発生している。特に昭和57年には床上あるいは床下浸水が３回、昭和63年と平成２年には床下浸水が２回、平成３年には

床下浸水が１回発生するなど被害があった。
　地域的には主に鶴ヶ丘や上広谷の大谷川や小河川沿いで被害が発生している。また、市道 246 号線の藤金アンダーパス、市道 547-１号線の富士見アンダーパスなど一部の区間では道路冠水が発生している。
　浸水対策として、飯盛川、大谷川の雨水幹線（公共下水道）の整備が進行していることから、近年は、台風の時期に床下浸水と道路冠水が若干みられる程度であり、大規模な水害は減少している。
　近年では、平成 26 年２月８日から９日、同月 14 日から 15 日にかけて、大雪が降り、市内では 45 cmの積雪を記録し、カーポートの倒壊や家屋の損壊、交通機関の麻痺など住民生活に大きな影響を与えた。
　また、令和元年 10 月 12 日から 13 日の台風第 19 号（令和元年東日本台風）では、公共施設を含め一般住宅への浸水被害などが発生した。住宅等の床下浸水や家屋損壊、道路冠水のほか、学校・公共施設にも雨漏等の被害があった。

（本市で今後発生が予測される風水害の被害想定）
　本市には、山や大規模河川がなく、「土砂災害警戒区域」はない。 しかし、坂戸市を流れる高麗川がはん濫したときに、羽折町の一部が 50 cm程度浸水するとして「洪水浸水想定区域」になっている。本市での「洪水浸水想定区域」は、この地域のみである。

（出典：鶴ヶ島市ハザードマップ）

一方、大雨時に排水しきれない雨水（内水）による道路の冠水や浸水は今後も予測されており、注意が必要となっている。

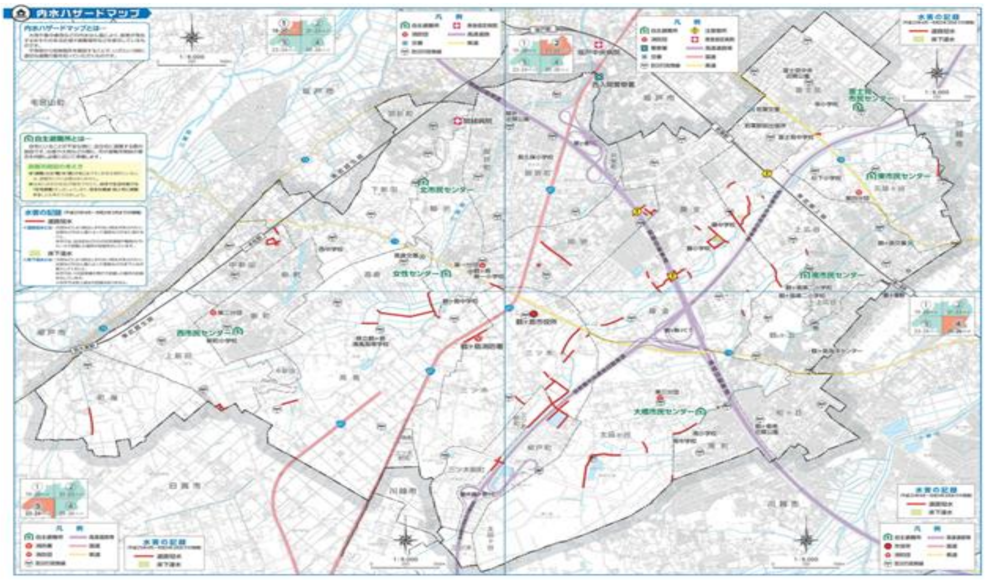

（出典：鶴ヶ島市内水ハザードマップ）

【感染症】
　近年、新型コロナウイルスによる感染症が複数発生し、本市でも令和 4 年 9 月 26 日時点で延べ 10,313 人が感染した。新型インフルエンザはこれまでも世界的に大きな流行を繰り返し、人々の生命・健康に重要な影響を与えてきた。新型コロナウイルスにおいても（再度）感染症の影響が拡大した場合、事業の継続に大きな支障をきたす可能性がある。

（２）商工業者の状況

ア事業者数及び小規模事業者数

　平成 28 年「経済センサス」活動調査によると当会地区内における商工業者数は 1,894 件。業種別では、農業・林業 4 件、建設業 212 件、製造業 118 件、情報通信業 9 件、運輸業・郵便業 47 件、卸売業 102 件、小売業 402 件、金融・保険業 21 件、不動産業・物品賃貸業 144 件、学術研究・専門サービス業 74 件、宿泊業 7 件、飲食業 302 件、生活関連サービス・娯楽業 248 件、教育 82 件、医療・福祉 60 件、複合サービス事業 4 件、その他サービス業 58 件となっている。
　産業構造は、第三次産業が全体の約 80％ を占め、商業並びにサービス業が発達した構造を持っている。特にベッドタウンとしての特徴から不動産業、卸売・小売業、サービス業の地域内総生産が高くなっている。製造業においては紙・ パルプ、印刷、食料、金属、電気関連が多い。

イ事業継続計画（BCP）及び事業継続力強化計画の策定状況

　巡回時や窓口相談等での聞き取りにおいて本市で事業継続計画または事業継続力強化計画を策定している小規模事業者は極めて低いと推測される。

（３）これまでの取組み

ア鶴ヶ島市の取組み

　災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）の規定に基づき鶴ヶ島市防災計画を策定。計画は、本市の地域に係る災害に関し、本市及び防災関係機関がその全機能を有効に発揮し、市民の協力のもとに災害予防・災害応急対策・災害復旧等の災害対策を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としている。
　計画は、全 10 章（総則、災害予防計画、震災応急対策計画、風水害等応急対策計画、災害復旧計画、南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置計画、複合災害対策計画、最悪事態への対応、住民等の予防計画及び応急対策計画、広域応援計画）及び資料編で構成され、各種災害対策を実施している。

・鶴ヶ島市地域防災計画の策定
・鶴ヶ島市業務継続計画の策定
・鶴ヶ島市国土強靭化地域計画の策定
・防災訓練の実施
・鶴ヶ島市地震ハザードマップの作成
・鶴ヶ島市洪水マップの作成
・鶴ヶ島市内水ハザードマップの作成

イ鶴ヶ島市商工会（以下「本会」という。）の取組み

【周知対応】
・県等主催等の事業継続計画（BCP）策定セミナーの周知と参加促進
【策定対応】
・災害、BCP 対策として鶴ヶ島市商工会危機管理マニュアルの作成
【保険対応】
・ビジネス総合保険（全国商工会連合会）の周知及び加入促進
・総合火災共済（埼玉県火災共済協同組合）の周知及び加入促進
【災害時対応】
・地区内事業者の被災状況収集及び関係機関への報告

【感染症対応】
・感染防止対策の周知、対応支援
・事業者に対する各種支援金、給付金等の情報提供
・事業者に対する公的融資の斡旋
・経営指導員等による各種個別相談の実施

２課題

本会や地区内事業者の自然災害・感染症リスク対策における課題は次のとおりである。

（１）事業者の取組状況に関すること

ア小規模事業者においては、災害リスクへの認識や災害時における情報収集手段、避難場所、事業者の責務等、事業継続に関する知識が充分ではない。
イ防災や減災の取り組みを図る事業継続計画（BCP）及び事業継続力強化計画を策定している事業者は一部に限られている。

（２）商工会の支援体制に関すること

ア事業継続計画（BCP)、事業継続力強化計画の策定支援に対する取り組みは、国や県の施策普及の広報周知活動にとどまっており、事前対応の活動が十分とはいえない。
イ職員の災害に関する平時・緊急時の対応（各種損害保険や BCP 作成支援等）を推進するノウハウやスキルが不足している。
ウ職員間で情報共有が十分に浸透しておらず、実際の災害発生時に機能しない懸念がある。

（３）外部との連携に関すること（行政・損害保険会社等）

ア被災からの早期の復旧・復興を行い、経済的被害を最小限にとどめるためには、本会が緊急時のより具体的な取組みや協力体制等の構築が必要である。
イ災害時対応やリスク軽減対策のための BCP 策定・保険等の加入促進に対する助言を職員が円滑に進めるためにも県や外部機関とも連携した支援を強化する必要がある。

（４）感染症対策に関すること

地区内事業者に対して予防接種の推奨、手洗いの徹底、出社のルール作り、感染拡大時に備えたマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策としての保険の周知など状況に応じた支援を強化する必要がある。

３目標

目標は次の４項目とする。

鶴ヶ島市地域防災計画を踏まえた本会の事業継続力強化支援計画を策定し、本会と本市が一体となり、地区内事業者の自然災害等に対する事前対策や発生後の速やかな復旧を目指した取り組みを実施する。

（１）事業継続力強化面での目標

ア地区内事業者に対し、災害リスクや感染症等リスクを認識させ、BCP 策定の必要性を周知する。
イ地区内事業者に対し、「事業継続計画（BCP)」「事業継続力強化計画」策定の支援を行う。
ウ BCP の策定支援を行った地区内事業者に対しフォローアップを行なう。

（２）災害発災・発生後の被害状況の把握や応急復旧活動面での目標

ア災害発生時における連絡体制を円滑に行うため、本会は鶴ヶ島市災害対策本部の方針に従い情報確認・報告を行う。

イ災害発生後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、その他の関係機関（埼玉県商工会連合会、埼玉県火災共済連合会、損害保険会社）との連携体制を平時から構築する。

（３）感染症発生時の被害状況の把握や感染拡大防止面での目標

感染症の国内感染拡大期、地区内感染拡大期には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における連絡・支援体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

（４）当会における支援体制面での目標

ア各種研修会に当会職員を派遣し、各種損害保険や事業継続計画（BCP）・事業継続力強化計画の策定等を推進するための知識やノウハウの習得を通じて資質の向上を図る。

イ当会策定の「事業継続計画（BCP）」の全職員での共有と計画に基づく行動確認や訓練を実施する。

ウ当会が果たすべき役割や行動計画を災害発生直後、災害発生後、復旧に向けた時期に分けて整理し、対応事項や手順などを危機管理マニュアルとして作成し、災害発生時の早期業務復旧の体制作りを行う。

※その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに埼玉県に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間
１事業継続力強化支援事業の実施期間（令和５年 12 月１日～令和 10 年３月 31 日） **２事業継続力強化支援事業の内容** **（１）　事前の対策** **ア小規模事業者に対する災害リスクの周知及び計画策定支援** ①小規模事業者のリスク把握・周知 ・当会職員による巡回や窓口指導時に鶴ヶ島市ハザードマップや地震ハザードステーション(J-SHIS)等を用いて、事業所立地場所の自然災害等の発生リスク及びその影響を軽減するための取組や対策について説明する。 ②リスク対策の広報周知 ・市広報、商工会報、会員宛 DM、ウェブサイト、指導時等において、国や県等の施策の紹介やリスク対策の必要性の説明を行う。 ・同様にリスクファイナンス対策として、リスク軽減のための損害保険等（自然災害の損害補償や感染症特約付き休業補償など）の概要等を紹介する。 ③事業継続計画・事業継続力強化計画の策定支援 ・「事業継続計画（BCP)」、中小企業等経営力強化法に基づく「事業継続力強化計画」の策定に関するセミナーや個別相談会を開催する。 ・セミナーや個別相談会に出席した地区内事業者に対して専門家を派遣し、「事業継続計画（BCP)」「事業継続力強化計画」の策定に向けた支援を行う。 ④感染症リスクへの対策・環境整備支援 ・業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに感染症対策に繋がる支援を実施する。 ・事業者へマスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、情報処理技術やテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。 ・本会においても Web 会議や交代勤務（在宅勤務）の導入に向けて、必要な機器や通信環境等を整備する。 ⑤本会職員の支援スキルの向上 ・事業者の BCP 策定支援、保険や共済の重要性について助言する知識やノウハウの向上を図るため、各種研修会へ本会職員を派遣する。 ⑥防災備品の備蓄 ・自然災害等による被害に備えて、可能な範囲内で防災備品や食料等を購入し、備蓄する。 ・同様に感染症の対策用品（消毒液やマスク等）を購入し、備蓄する。 **イ商工会自身の事業継続計画の作成** 本会では鶴ヶ島商工会危機管理マニュアルを作成済である。 **ウ行政・関係団体等との連携** ①損害保険会社等と連携し、地区内事業者を対象に災害リスクに備えた損害保険制度の説明会や個別相談会を開催する。 ②被災した地区内事業者が低金利融資を早期に受けられるよう金融機関と協力、連携を図る。 ③被災した地区内事業者が早期復旧できるよう優先的な修繕・修理に向け建設関連団体と連携する。 ④本会と本市との会議や埼玉県商工会連合会、近隣地区の商工会との会合時などに各機関の取組状況等について情報交換を行い、効果的な支援策等を習得し、取り入れを図る。

エ フォローアップ
①地区内事業者の事業継続計画（BCP）及び事業継続力強化計画の進捗について、本会職員が巡回や窓口等で確認し、改善や見直しが必要な場合には専門家を交えるなどしてフォローを行う。

オ当該計画に係る訓練の実施
①本会役職員安否確認、本会会館等の被害状況の把握、避難訓練の他、地区内事業者の被害状況の確認などの訓練を行う。
②災害や感染症等の影響による職員減少に備えた体制を整える。

（２） 発災時及び発災後の対策
災害等の発災時には、自分自身の安全確保を取るとともに救助の実施・火災発生の抑制を行なった上で、下記の手順により地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡・情報共有を行う。

ア応急対策の実施可否の確認
①発災後直ちに役職員の安否確認、商工会館の被害状況を把握しLINEワークス及び商工会災害システムを活用して、職員の被害状況、商工会館の被害状況、業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）を情報収集し、本会と本市、埼玉県商工会連合会で共有する。
②国内感染症発生後には、職員の体調確認を行うとともに、備品の消毒、職員の手洗いやうがい等の徹底を行う。
③感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が発せられた場合は、埼玉県の対処方針に基づき当会による感染症対策を行う。

イ応急対策の方針決定
【大規模自然災害】
①本会は鶴ヶ島市災害対策本部の方針に従い被害状況や被害規模に応じた応急対策を行う。
②地震、火災、暴風 、豪雨等による被害が発生し、命の危険を感じると職員自身が判断した場合は、出勤せず職員自身がまず安全確保を行い、警報解除後に安全確認を行った上で出勤する。
③大まかな被害状況を速やかに確認し、その状況を本市及び埼玉県商工会連合会等の関係機関と速やかに情報共有を行い、以下の応急対策を実施する。
（被害規模の目安は以下を想定）

被害規模	被害の状況	応急対策の方針
大規模な被害がある	・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。	・自身の安全を確保 ・地域被災者の人命救助への協力 ・被害状況の把握および報告 ・（特別）相談窓口の設置および応急支援業務の実施
被害がある	・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。	・被害状況の把握および報告 ・地域災害対策への協力 ・（特別）相談窓口の設置および応急支援業務の実施

ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。	・特別な対応なし

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

④本会と本市は災害時、以下の間隔で被害状況等を共有する。

時期	交換頻度
発生後～1 週間	1 日に 2 回程度共有する。　※必要に応じて追加する
1 週間～2 週間	1 日に 1 回程度共有する。
3 週間～1 ヶ月	1 週間に 2 回程度共有する。
1 ヶ月以降	新たな被害が判明した時点で共有する。

※連絡は、電話・FAX・メール、携帯等を用いて行う。ただし、通常の連絡手段が使えない場合には当会が市役所を訪問し、直接被害情報等を報告する。
※埼玉県商工会連合会等の関係機関には、適時被害状況等を報告する。報告には全国商工会連合会の商工会災害システムも活用する。

【脅威となる感染症】
（ⅰ）必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務（在宅勤務）を導入するなど体制維持に向けた対策を実施する。
（ⅱ）当会職員のいずれかが感染した場合は、保健所や県等の指示に従うものとし、場合によっては事務所を閉鎖する。
（ⅲ）職員全員が感染するなど応急対策ができない場合は、鶴ヶ島市および埼玉県商工会連合会にも応援要請をして役割分担を決める。

ウ発災時における指示命令系統・連絡体制
①自然災害等発生時に、地区内事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。

（当会から見た連絡ルート）

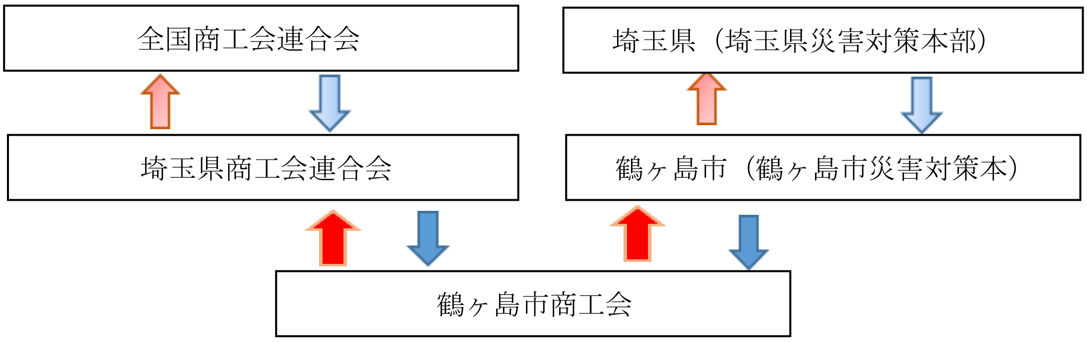

②本市からの要請等に基づき、被災地域において二次被害を防止するための諸活動を実施する。
③本会と本市が共有した情報を埼玉県が指定する方法にて埼玉県商工会連合会・埼玉県に報告する。
④感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、本会と本市が共有した情報を埼玉県の指定する方法にて埼玉県商工会連合会・埼玉県に報告する。

エ鶴ヶ島市地域防災計画に基づく支援
①災害時における物価安定についての協力を行う。
②救援用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんを行う。
③災害の状況により応急食料が必要と認める場合は、本会食品部会・飲食部会による食料の供給支援

を行う。

オ応急対策時の地区内事業者に対する支援
①本市・当会と調整のもと小規模事業者からの相談窓口を設置する。（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
②安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
③相談窓口・特別相談窓口においては、金融支援、共済・保険手続き支援、労務支援、税務支援、被災事業者施策支援、支援策要望を優先的に実施する。
④地区内事業者等の被害状況の詳細を確認する。
⑤必要に応じて当会の備品機材の貸出しや配布を行う。
⑥応急時に有効な被災事業者施策（国、県、市等の施策）について、地区内事業者等へ周知及び説明を行う。
⑦感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある地区内事業者を対象とした支援策の提供や相談窓口の開設等を行う。

カ地区内事業者に対する復興支援
①国・埼玉県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災事業者に対して支援を行う。
②被災事業者に各種支援制度、保険金請求、税の減免申請、融資などの手続きを受ける場合に必要な「罹災証明書」について周知し、取得を促す。
③被害規模が大きく、本会職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を埼玉県・埼玉県商工会連合会等に相談する。
④事業再建計画の策定を支援する。

※その他
・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに埼玉県に報告する。

（別表２）

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

（2023 年 10 月現在）

（１）実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制　等）

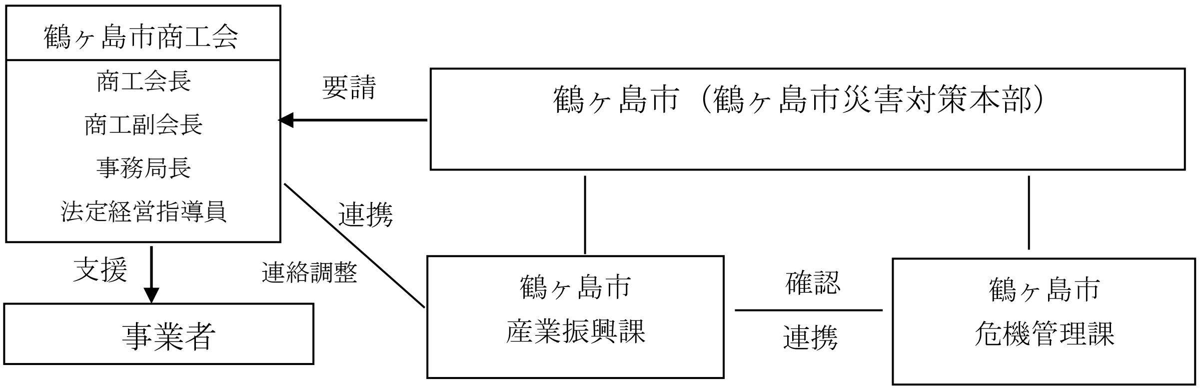

（２）商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第５条第５項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員　柳川　史善　　　　　　（連絡先は後述（３）①参照）

経営指導員　岡田　克文　　　　　　（連絡先は後述（３）①参照）

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

・本計画の具体的な取組の企画や実行

・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（１年に１回以上）

（３）商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

鶴ヶ島市商工会

〒350-2204　埼玉県鶴ヶ島市大字鶴ヶ丘 855 番地　主任　柳川　史善

TEL：049-287-1255　/　FAX：049-287-7799

E-mail：turugasima@syokoukai.jp

②関係市町村

鶴ヶ島市　市民生活部　産業振興課　主査　日坂　七生

〒350-2292　埼玉県鶴ヶ島市大字三ツ木 16 番地 1

TEL：049-271-1111　/　FAX：049-271-1190

E-mail：10400110@city.tsurugashima.lg.jp

（別表３）

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

（単位　千円）

		令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度
必要な資金の額		0	250	250	250	250
	・セミナー開催費（講師謝金・通信運搬費）	0	200	200	200	200
	・チラシ作成費	0	50	50	50	50

（備考）必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費、手数料収入、事業受託料、鶴ヶ島市補助金、埼玉県補助金　等

（備考）調達方法については、想定される調達方法を記載すること。